

LS11B

受験番号

2011 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験 憲法

(60分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は1ページのみである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 答えは、横書きとする。
5. 答えは、実線内の番号に従って書き進めること。
6. 答えは、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答えは、無効となる。
7. 答えを訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
8. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
9. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

2011 年度

LS11B

専門論文試験 憲法

民法 900 条 4 号は、法定相続分について「子…が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする」とするが、但し書きで「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一」と規定する。以前から、本規定は憲法に反するとの主張がなされてきた。

〔設問〕

1. 本規定が合憲であるとの主張を、最高裁判例に即して述べなさい。
2. 本規定が違憲であるとの主張を行うとすれば、どのような主張を行うべきか、述べなさい。